

一抜け方式による入札について

千代田町総務課財政係

千代田町では、過大受注による工事等の品質の低下防止及び受注機会の均等による事業者の育成を目的に、「一抜け方式」による入札を実施することとしましたのでお知らせします。

1. 一抜け方式とは

同一日に開札する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、工事種別又は業種区分が同一で、かつ参加資格条件が同一又は同一格付等級の工事等が複数あるときに、落札者を決定する工事等の順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事等で落札者となった者の次案件以降の入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式です。

2. 対象工事

対象となる工事等は、競争入札による全ての建設工事及び業務で、以下の条件を全て満たすものとなります。

- (1) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ、同一日に開札を行う工事等
- (2) 工事等種別及び入札参加資格要件又は格付等級が同一である工事等

※ 適用対象となる工事等については、入札公告又は指名通知に明記し入札参加者に周知します。例外として、一抜け方式による競争入札を行うと、入札参加者が極めて少数になることが予想されるなど、競争性が確保できないおそれがあるときには、適用しない場合があります。

3. 落札者の決定について

対象工事等では、予定価格の高いものから先に開札を行い、事後審査での落札者の決定も開札順に行います。落札者となった者の次案件以降の入札は、無効として取り扱います。

落札決定順位に落札者を決定した結果、有効応札者数が不在となる場合は、一抜け方式を適用せず当該案件の全応札者から落札者を決定するものとします。

この方式により、同一日の開札では、1業者1件に落札が制限されることとなりますが、受注者が偏ることなく、受注機会の均等化が図れます。

4. 実施時期

令和8年8月1日以降に入札公告を行う工事等から実施します。